

**全国厚生労働関係部局長会議
年金局 説明資料**

**令和4年1月
厚生労働省年金局**

目次

I 年金制度関係

- | | | |
|---------------------|-------|----|
| 1. 年金制度の概況 | | 3 |
| 2. 年金制度改正について | | 5 |
| 3. DCの拠出限度額の見直しについて | | 20 |
| 4. 年金制度に関する周知・広報の推進 | | 26 |

II 年金事業運営関係

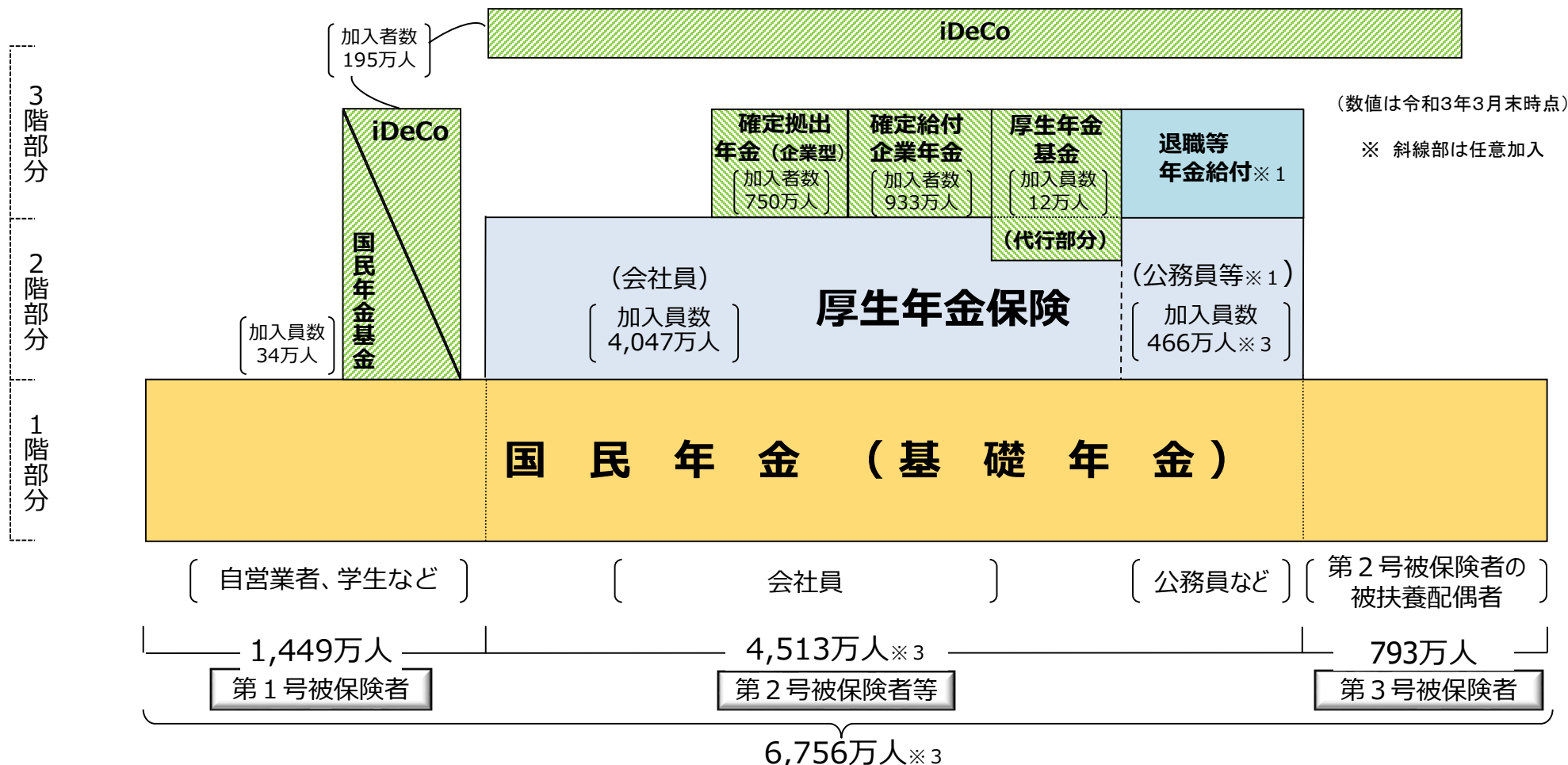
- | | | |
|-----------------------------------|-------|----|
| 1. 新型コロナウイルス感染症対策について | | 29 |
| 2. 国民年金保険料の収納対策について | | 34 |
| 3. 国民年金事務費交付金について | | 38 |
| 4. 地方自治体における国民年金システムの標準化について | | 43 |
| 5. 国民年金第1号被保険者に係る申請・届出のオンライン化について | | 45 |
| 6. 障害年金における視覚障害の障害認定基準の改正について | | 47 |
| 7. 公的年金分野でのマイナンバー利用について | | 49 |

I 年金制度関係

1. 年金制度の概況

年金制度の仕組み

- 現役世代は**全て国民年金の被保険者**となり、高齢期となれば、**基礎年金**の給付を受ける。（1階部分）
- 民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、**厚生年金保険**に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。（2階部分）
- また、希望する者は、iDeCo（個人型確定拠出年金）等の**私的年金**に任意で加入し、さらに上乗せの給付を受けることができる。（3階部分）



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

※3 公務員等、第2号被保険者等及び公的年金全体の数は速報値である。

2. 年金制度改革について

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

(令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布)

改正の趣旨

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(現行500人超→100人超→50人超)。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和2年度額)に引き上げる。)

3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間拡大する。

4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】

- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。
※ 企業型DC:厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC(iDeCo):公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
- ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体の年数は政令で規定)
- ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
- ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

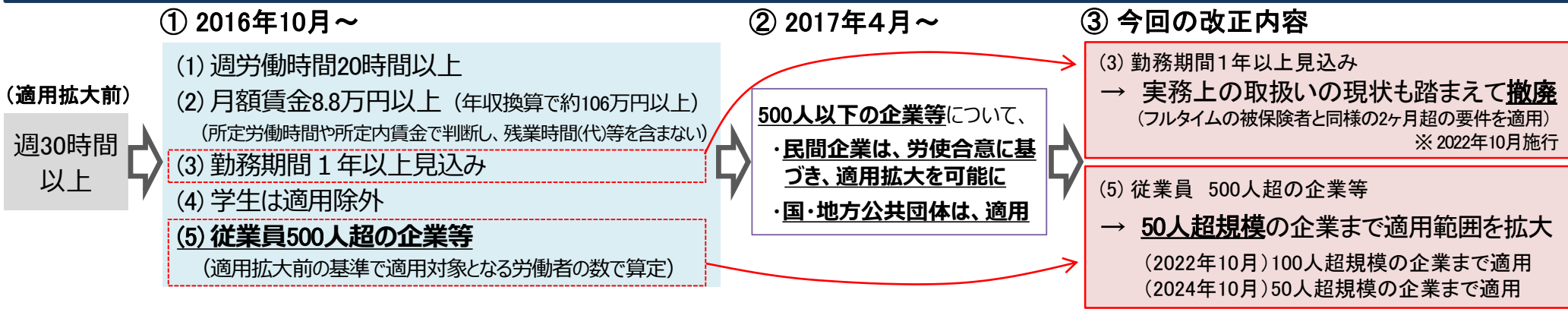
施行期日

令和4(2022)年4月1日(ただし、1①は令和4(2022)年10月1日・令和6(2024)年10月1日、1②・③は令和4(2022)年10月1日、4①は令和4(2022)年4月1日・同年5月1日等、4②は令和2(2020)年10月1日・令和4(2022)年10月1日等、5②・③は令和3(2021)年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3(2021)年3月1日 等)

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の概要

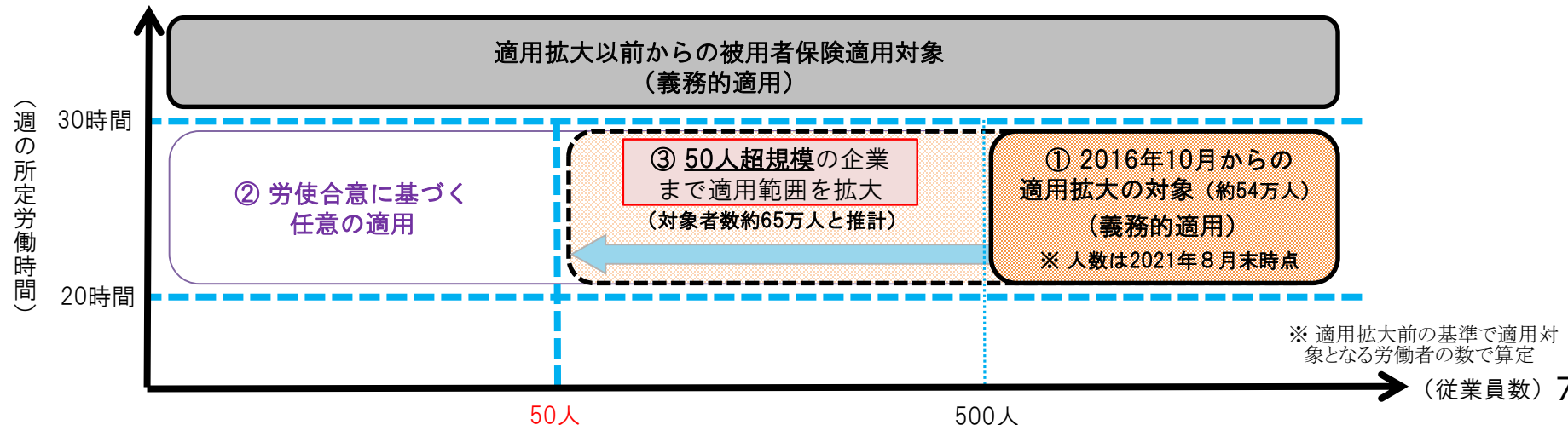
働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

- ① （2016年10月～）**500人超の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす**短時間労働者に適用拡大。
- ② （2017年4月～）**500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、**短時間労働者への適用拡大を可能とする。（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする）
- ③ 今回の改正では、**50人超規模の企業まで適用範囲を拡大**。（500人超（現行）→100人超（2022年10月）→50人超（2024年10月））



※ その他(1)(2)(4)の要件は現状維持

<被用者保険の適用拡大のイメージ>



※ 適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定

被用者保険の適用拡大のメリット

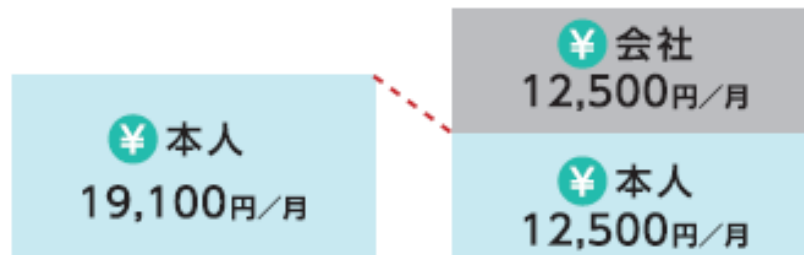
パート・アルバイトの方

保険料は口座振替から給料天引きに！

これまで口座振替などの方法で支払っていた国民年金・国民健康保険料が、厚生年金保険料・健康保険料に変わり、**給料からの天引き**になります。

なお、**保険料の半分は会社が負担**します。

これまで → これから



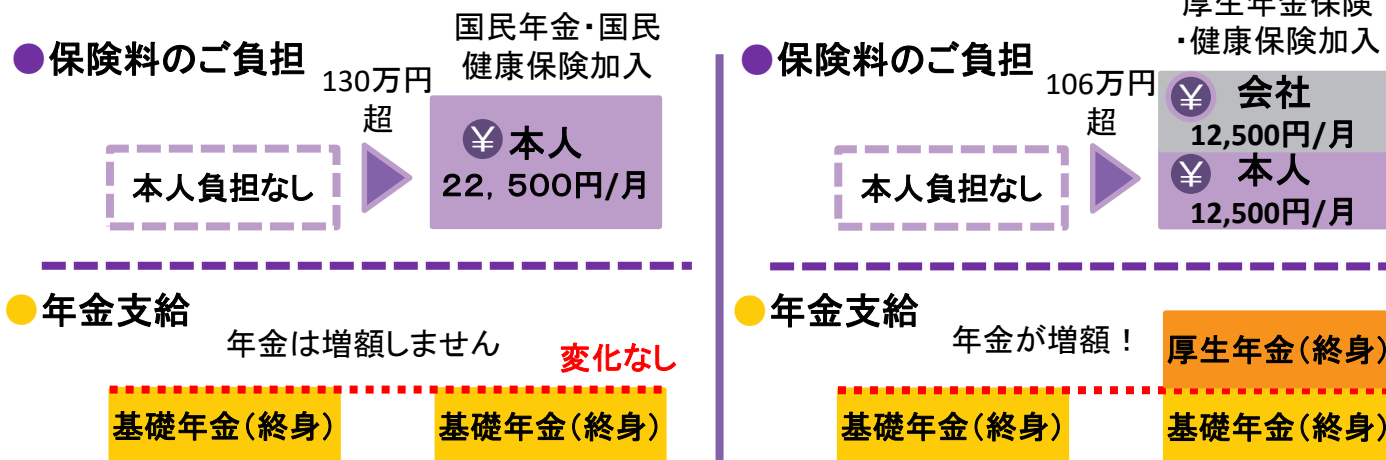
※金額は、年収106万円（月収8.8万円）の例です。

配偶者の扶養の範囲内でお勤めの方

扶養基準（130万円）を 意識せず働ける！

これからは、年収106万円（月額8.8万円）を超える等の各種要件を満たした場合に、厚生年金保険、健康保険に加入し**保険料負担(労使折半)**が新たに発生するものの、**その分保障も充実**します。

これまで → これから



※金額は、年収130万円の例です。

※金額は、年収106(月8.8)万円の例です。

被用者保険の適用拡大のメリット

メリット
年金

年金の**3**つの**保障が充実**！
年金が“**2階建て**”になり
保障がワイドになります！

これまで

これから

給付が
上乘せ

厚生年金も受け取れます。



障害の程度
重い ← → 軽い

1級

2級

3級

保障が
ワイドに

厚生
年金

障害
厚生年金

障害
厚生年金

障害
厚生年金

障害手当金
(一時金)

●軽度な障害でも保障が充実!

基礎
年金

障害
基礎年金

障害
基礎年金

メリット
医療

あんしんの医療保険が
さらに充実！

傷病手当金



病休期間中、
給与の2/3相当を支給

出産手当金



産休期間中、
給与の2/3相当を支給

詳しくは、
社会保険適用拡大特設サイトへ！



<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

専門家活用支援事業もご案内しています

被用者保険の非適用業種の見直し

- ・ 常時1名以上使用される者がいる、法人事業所 (A) . . . **強制適用**
- ・ 常時5名以上使用される者がいる、法定16業種に該当する個人の事業所 (B) . . . **強制適用**
- ・ 上記以外 (C) . . . **強制適用外** (労使合意により任意に適用事業所となることは可能=**任意包括適用**)

	法人	個人事業主	
		常時5人以上の者を使用する事業所	5人未満の事業所
法定16業種 (※)	強制適用事業所 (A)	(B)	
上記以外の業種 (非適用業種) 例：農業・林業・漁業 士業 (弁護士等) 宿泊業、飲食サービス業 娯楽業、警備業、政治・経済・文化団体、宗教 等	(A)		(C) 任意包括適用

※ 健康保険法3条3項1号及び厚生年金保険法6条1項1号に規定する以下の業種。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ① 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業 | ⑨ 金融又は保険の事業 |
| ② 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業 | ⑩ 物の保管又は賃貸の事業 |
| ③ 鉱物の採掘又は採取の事業 | ⑪ 媒介周旋の事業 |
| ④ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業 | ⑫ 集金、案内又は広告の事業 |
| ⑤ 貨物又は旅客の運送の事業 | ⑬ 教育、研究又は調査の事業 |
| ⑥ 貨物積みおろしの事業 | ⑭ 疾病の治療、助産その他医療の事業 |
| ⑦ 焼却、清掃又はと殺の事業 | ⑮ 通信又は報道の事業 |
| ⑧ 物の販売又は配給の事業 | ⑯ 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業 |

強制適用事業所 約245万事業所

任意包括適用事業所 約10万事業所

注：適用事業所数は、2021年8月末現在

【見直し内容】 (令和4 (2022) 年10月施行)

○ 弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業 (※) を適用業種に追加する。

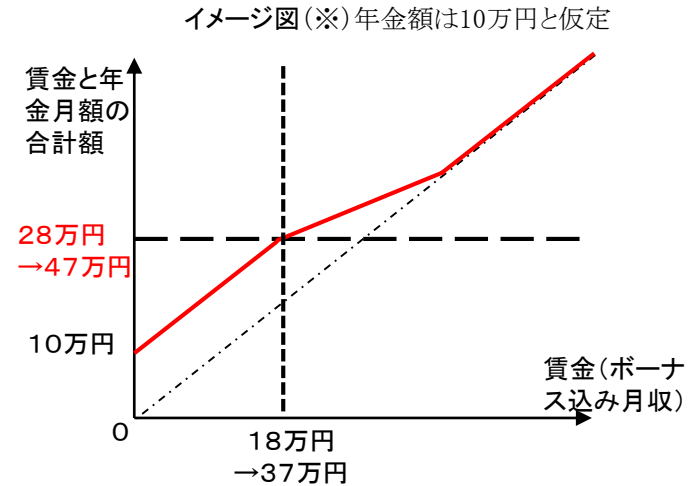
(※ 弁護士・公認会計士・公証人・司法書士・土地家屋調査士・行政書士・海事代理士・税理士・社会保険労務士・沖縄弁護士・外国法事務弁護士・弁理士)

在職老齢年金制度の見直し

【見直し内容】(令和4(2022)年4月施行)

- **60～64歳の在職老齢年金制度（低在老）**について、
 - ・ 就労に与える影響が一定程度確認されている
 - ・ 2030年度まで支給開始年齢の引上げが続く女性の就労を支援する
 - ・ 制度を分かりやすくする
 といった観点から、支給停止の基準額を**28万円**から、**現行の65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）と同じ「47万円」**に引き上げる。

※ 男性は2025年度まで、女性は2030年度までの経過的な制度であるため、見直しによる長期的な財政影響は極めて軽微。



【60～64歳の在職老齢年金制度（低在老）】(2022年度末推計)

(※1)対象者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。
 (※2)「基本月額」が全額支給停止となる人数であり、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない繰り上げた基礎年金等を受給している者を含んでいることに留意が必要。

	見直し内容・考え方	支給停止対象者数 (※1)	うち全額支給停止の 対象者数(※2)	支給停止対象額
現行	基準額は28万円 ・ 夫婦2人の標準的な年金額相当を基準として設定。 2000年改正当時のモデル年金額に、2003年度からの総報酬制の施行を勘案して2004年度に設定。	(2022年度末推計) 約37万人 (在職受給権者の51%)	(2022年度末推計) 約16万人 (約22%)	(2022年度末推計) 約2,600億円
見直し	基準額を47万円に引上げ ・ 現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。(高在老と同じ)	(2022年度末推計) 約11万人 (在職受給権者の15%)	(2022年度末推計) 約5万人 (約7%)	(2022年度末推計) 約1,000億円

【65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）】(2018年度末)

(※1)対象者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。
 (※2)「基本月額」が全額支給停止となる人数であり、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない基礎年金等を受給している者を含んでいることに留意が必要。

	考え方	支給停止対象者数 (※1)	うち全額支給停止の 対象者数(※2)	支給停止対象額
現行	基準額は47万円 ・ 現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。 1998年度末の現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含まない)に、2003年度からの総報酬制の施行を勘案して2004年度に設定。 (法律上は2004年度価格で「48万円」。)	約41万人 (在職受給権者の17%)	約20万人 (約8%)	約4,100億円

※ 高齢期の就労と年金の調整については、年金制度だけでなく、税制での対応や各種社会保障制度における保険料負担等での対応を併せて、引き続き検討していく。

在職定時改定の導入

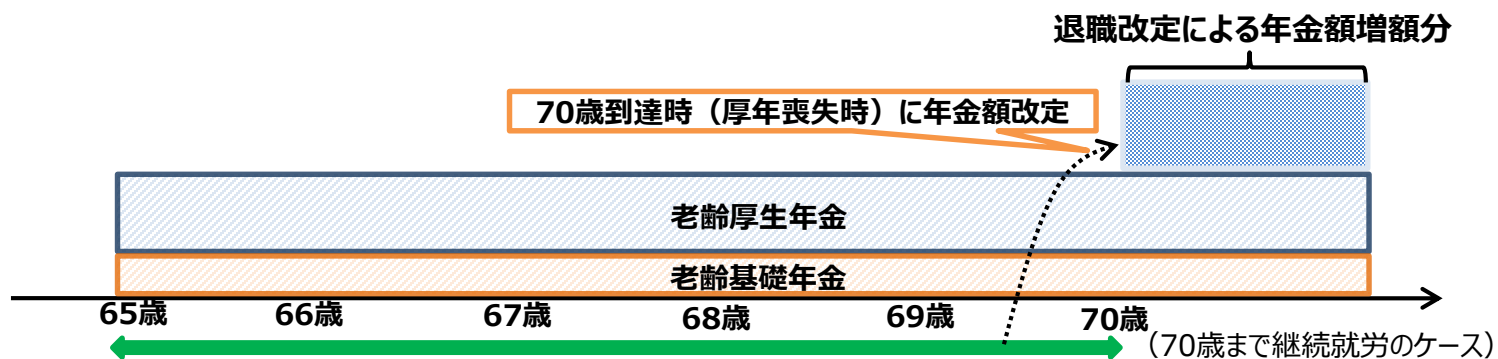
【見直しの趣旨】

- 老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、**資格喪失時（退職時・70歳到達時）**に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定している（いわゆる退職改定）。
- 高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図る。

【見直し内容】（令和4（2022）年4月施行）

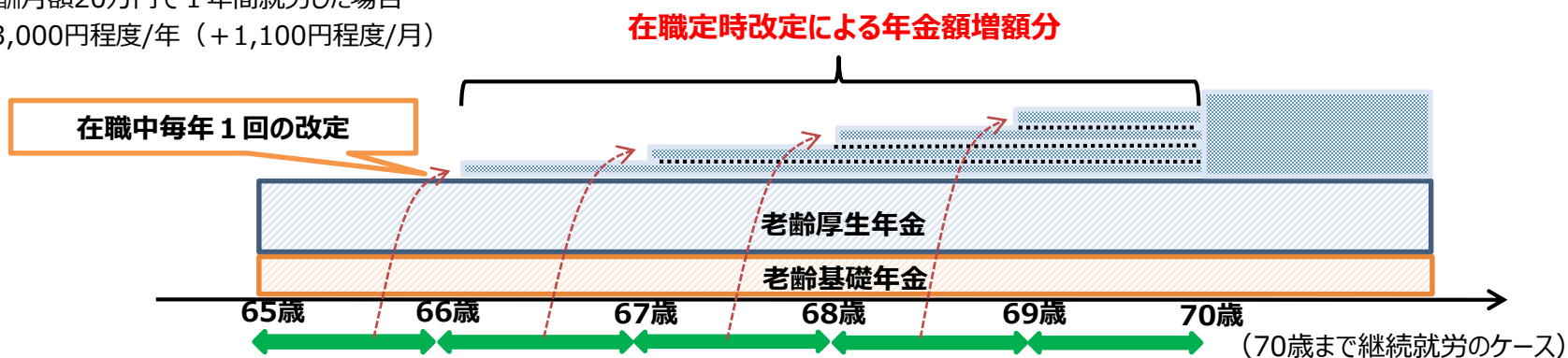
- 65歳以上の者については、**在職中であっても、年金額の改定を定時に行う（毎年1回、10月分から）**。

【現行】



【見直し内容】

- ・標準報酬月額20万円で1年間就労した場合
⇒ +13,000円程度/年（+1,100円程度/月）



受給開始時期の選択肢の拡大

【見直しの趣旨】

- 公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。
 - ・ 65歳より早く受給開始した場合（繰上げ受給） → 年金額は減額（1月あたり▲0.5%、最大▲30%）
 - ・ 65歳より後に受給開始した場合（繰下げ受給） → 年金額は増額（1月あたり+0.7%、最大+42%）
- 高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるよう、繰下げ制度について、より柔軟で使いやすいものとするための見直しを行う。

【見直し内容】（（1）令和4（2022）年4月施行、（2）令和5（2023）年4月施行）

（1）繰下げ受給の上限年齢の引上げ

- ・ 現行70歳の繰下げ受給の上限年齢を75歳に引き上げる（受給開始時期を60歳から75歳の間で選択可能）。
（改正法施行時点で70歳未満の者について適用）
- ・ 繰上げ減額率は1月あたり▲0.4%（最大▲24%）、繰下げ増額率は1月あたり+0.7%（最大+84%）。
（それぞれの期間内において、数理的に年金財政上中立を基本として設定）
- ・ 上限年齢（現行70歳）以降に請求する場合の上限年齢での繰下げ制度についても、連動して75歳に見直す。
（75歳以降に繰下げ申出を行った場合、75歳に繰下げ申出があったものとして年金を支給することとする）

（2）70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度の新設

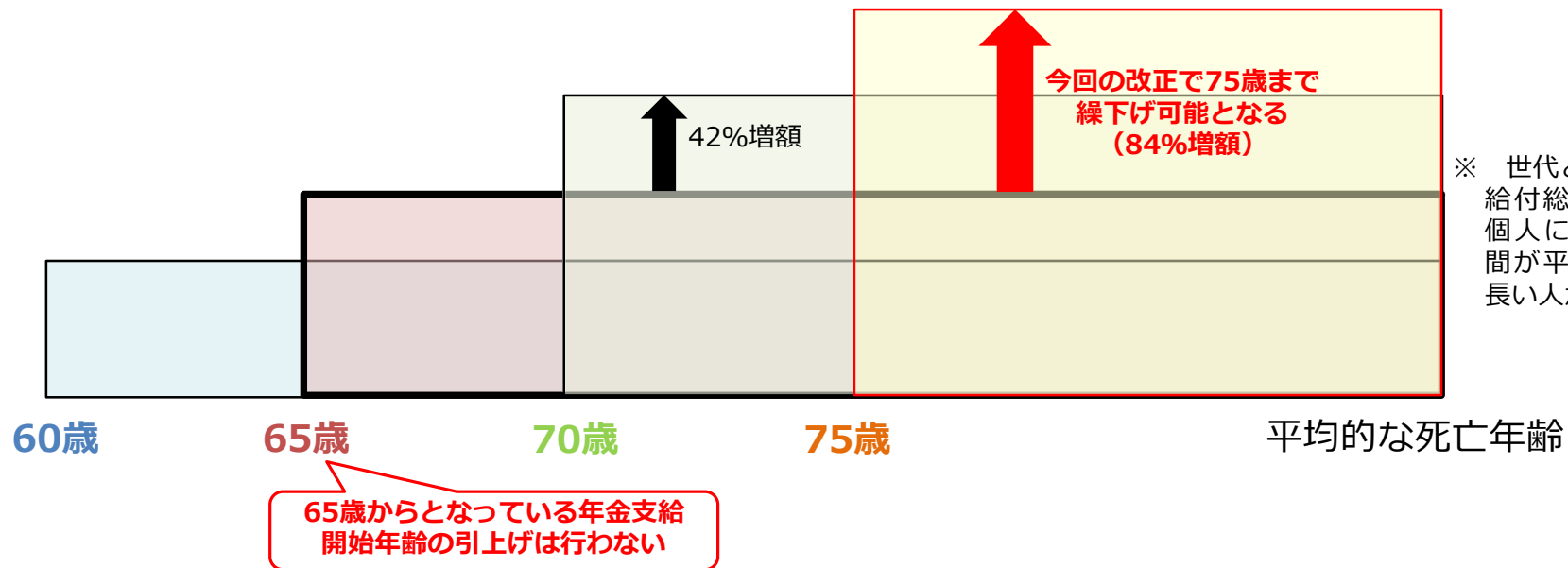
- ・ 70歳以降80歳未満の間に請求し、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給する。
（繰下げ上限年齢を70歳から75歳に引き上げることに伴い、5年以上前の時効消滅した給付分に対応する繰下げ増額）

※ 国共済・地共済・私学共済の退職年金についても、現行70歳の繰下げ受給の上限年齢を75歳に引き上げる（受給開始時期を60歳から75歳の間で選択可能）等の見直しを行う。

受給開始時期(繰上げ・繰下げ受給制度)の選択肢の拡大について

- 現在、公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。65歳より早く受給を開始した場合(繰上げ受給)には、年金月額が減額(最大30%減額)となる一方、65歳より後に受給を開始した場合(繰下げ受給)には、年金月額が増額(最大42%増額)となる。
- 今回の改正で、この受給開始時期の上限を、**70歳から75歳に引き上げる**。75歳から受給を開始した場合には、年金月額は84%増額となる。(令和4年4月施行)

- ※ 繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。
- ※ 繰下げについては、66歳到達以降に選択することができる。
- ※ 改正後の繰下げについては、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方が対象となる。



※ 世代としての平均的な給付総額を示しており、個人によっては受給期間が平均よりも短い人、長い人が存在する。

(参考) 繰上げ・繰下げによる減額・増額率

減額率・増額率は請求時点(月単位)に応じて計算される。

- 繰上げ減額率 = $0.5\% \times \text{繰り上げた月数 (60歳} \sim \text{64歳)}$ ※繰上げ減額率は令和4年4月1日以降、60歳に到達する方を対象として、1月あたり0.4%に改正。
- 繰下げ増額率 = $0.7\% \times \text{繰り下げた月数 (66歳} \sim \text{75歳)}$

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
減額・増額率 (改正後)	70% (76%)	76% (80.8%)	82% (85.6%)	88% (90.4%)	94% (95.2%)	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184%

確定拠出年金の加入可能要件の見直し等

1. 確定拠出年金(DC)の加入可能年齢の引上げ

(1) 企業型確定拠出年金(企業型DC)

○ 企業が従業員のために実施する退職給付制度である企業型DCについては、現行は厚生年金被保険者のうち65歳未満のものを加入者とすることができる(60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる)が、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするとともに、確定給付企業年金(DB)との整合性を図るため、厚生年金被保険者(70歳未満)であれば加入者とすることができるようにする。

(2) 個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))

○ 老後のための資産形成を支援するiDeCoについては、現行は国民年金被保険者の資格を有していることに加えて60歳未満という要件があるが、高齢期の就労が拡大していることを踏まえ、国民年金被保険者(※)であれば加入可能とする。

(※)国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者:60歳未満、②第2号被保険者:65歳未満、③第3号被保険者:60歳未満、④任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

2. 受給開始時期等の選択肢の拡大

(1) 確定拠出年金(企業型DC・個人型DC(iDeCo))

○ DCについては、現行は60歳から70歳の間で各個人において受給開始時期を選択できるが、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に併せて、上限年齢を75歳に引き上げる。

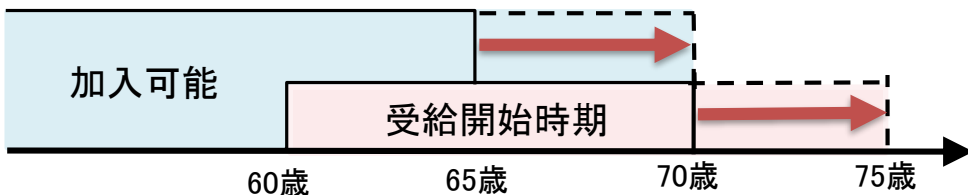
(2) 確定給付企業年金(DB)

○ DBについては、一般的な定年年齢を踏まえ、現行は60歳から65歳の間で労使合意に基づく規約において支給開始時期を設定できるが、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするため、支給開始時期の設定可能な範囲を70歳までに拡大する。

【DCの加入可能年齢の引上げと受給開始時期の選択肢の拡大】

<企業型DC>

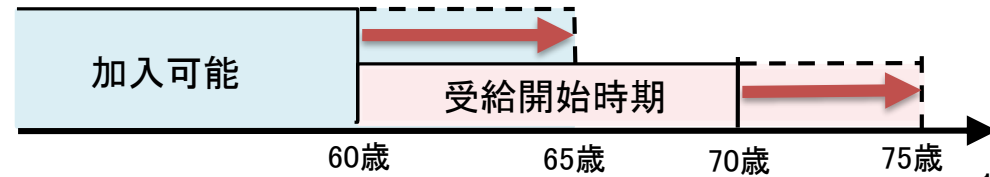
現行は65歳未満が拠出可(65歳→70歳)



現行は60~70歳の間で受給可(70歳→75歳)

<個人型DC(iDeCo)>

現行は60歳未満が拠出可(60歳→65歳)



現行は60~70歳の間で受給可(70歳→75歳)

公的年金・私的年金の加入・受給の全体像

(黒字は現行、赤字が見直し案)

		20 ^(※1) ～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～	
公的年金	(1) 国民年金被保険者	→ (※2) →				
	(2) 厚生年金被保険者	→				
	(3) 受給開始時期の選択		← 繰上げ	繰下げ →	→ 上限年齢を75歳へ	
私的年金	DB	(1) 確定給付企業年金 (DB) の加入者	→			
		(2) 確定給付企業年金 (DB) の支給開始時期の設定		← 60～65 (⇒70) 歳の規約で定める年齢	→	繰下げも可
	DC	(3) 企業型確定拠出年金 (企業型DC) の加入者	→ (※3)		→	
		(4) 個人型確定拠出年金 (個人型DC (iDeCo)) の加入者	→ (※2)			
		(5) 確定拠出年金 (DC) の受給開始時期の選択		←	→	→ 上限年齢を75歳へ

※1: 20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は被保険者となる。

※2: 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者: 60歳未満、②第2号被保険者: 65歳未満、③第3号被保険者: 60歳未満、④任意加入被保険者: 保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

※3: 60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる。

確定拠出年金の制度面・手続面の改善

1. 中小企業向け制度(簡易型DC・iDeCoプラス)の対象範囲の拡大

○ 中小企業における企業年金の実施率は低下傾向にあることから、中小企業向けに設立手続を簡素化した「簡易型DC」や、企業年金の実施が困難な中小企業がiDeCoに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる「中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)」について、制度を実施可能な従業員規模を現行の100人以下から300人以下に拡大する。

2. 企業型DC加入者の個人型DC(iDeCo)加入の要件緩和【下図参照】

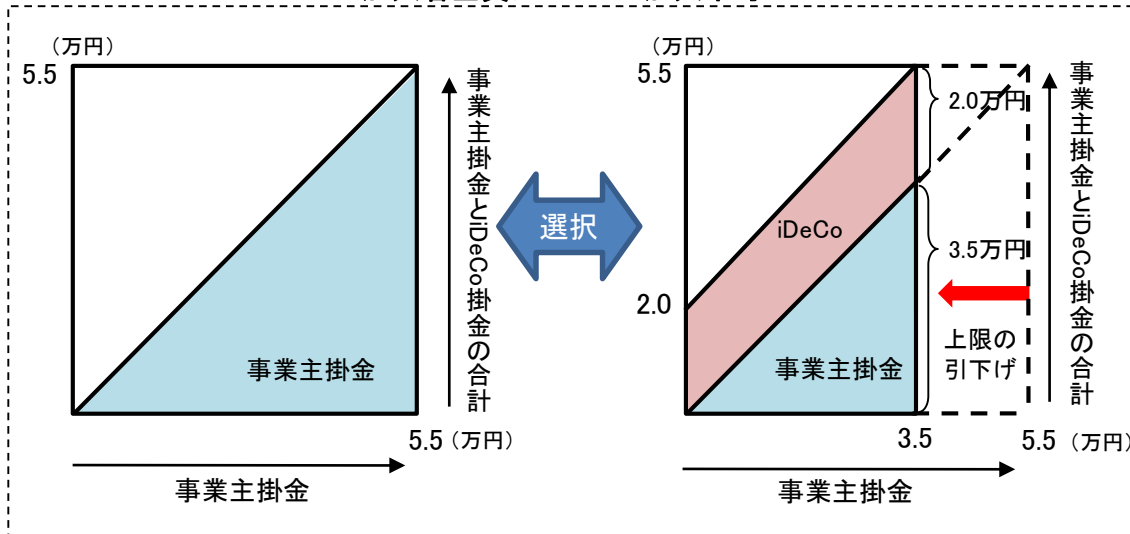
○ 企業型DC加入者のうちiDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるのは、拠出限度額(DC全体で月額5.5万円以内)の管理を簡便に行うため、現行はiDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定めがあって事業主掛金の上限を月額5.5万円から3.5万円に引き下げた企業の従業員に限られている。ほとんど活用されていない現状にあることから、掛金の合算管理の仕組みを構築することで(※)、規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるように改善を図る。

(※)事業主掛金を管理する企業型DCの記録関連運営管理機関と、iDeCo掛金を管理する国民年金基金連合会との情報連携で対応する。また、各加入者のiDeCo掛金の拠出可能見込額について、企業型DCの加入者向けのウェブサイトに表示する。

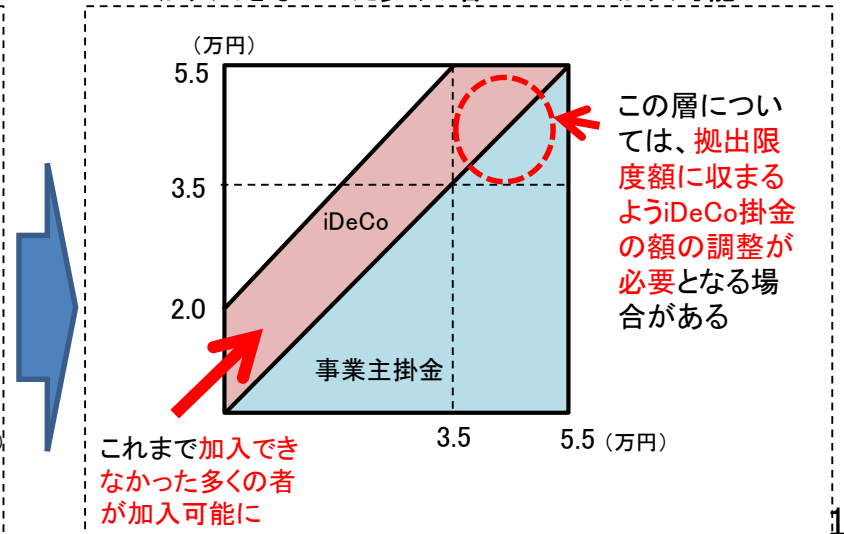
3. その他の改善

○ 企業型DCの規約変更、企業型DCにおけるマッチング拠出とiDeCo加入の選択、DCの脱退一時金の受給、制度間の年金資産の移換、DCの運営管理機関の登録について、手続の改善を図る。

＜現行＞iDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定め等がなければ、加入者全員がiDeCoに加入不可



＜見直し案＞規約の定め等を不要とすることで、これまで加入できなかった多くの者がiDeCoに加入可能



※ DB等の他制度にも加入している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

令和2年改正法の今後の施行スケジュール

【令和4(2022)年4月】

- 在職老齢年金の見直し、在職定時改定の導入
- 老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給開始時期の選択肢の拡大
- 確定拠出年金（DC）の受給開始時期の選択肢の拡大
- 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- 年金担保貸付事業の廃止

【令和4(2022)年5月】

- DCの加入可能年齢の引上げ

【令和4(2022)年10月】

- 短時間労働者への被用者保険の適用拡大（従業員数100人超の企業）
- 被用者保険適用業種（個人事業所）の拡大
- 被用者保険における短時間労働者の適用除外要件の見直し（2か月以上の雇用が見込まれる者の早期加入措置）
- 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和

【令和6(2024)年10月】

- 被用者保険の適用拡大（従業員数50人超の企業）

国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え

1. 見直しの趣旨

- 国民年金手帳については、従来、①保険料納付の領収の証明、②基礎年金番号の本人通知という機能を果たしているが、被保険者情報が既にシステムで管理がなされていること及び個人番号の導入によって、手帳という形式で果たす必要性がなくなっている。
- また、かつては多くの手続において国民年金手帳の添付を求めていたが、現在は、行政手続の簡素化及び利便性向上を推進する観点から、「基礎年金番号を明らかにする書類」で手続を可能としているほか、給与事務で個人番号を確認等している事業者等で、個人番号の記載をして届出をした場合は、基礎年金番号を明らかにする書類の提出は不要としている。
- こうした環境の変化を踏まえ、事業者の業務の簡素化及び効率化等に資するため、国民年金手帳の形式及び役割を見直す。

2. 見直しの内容

- 新たに国民年金第1～3号被保険者となった者(20歳到達者、20歳前に厚生年金被保険者となった者等)に対する資格取得のお知らせとして、国民年金手帳の交付から基礎年金番号通知書の送付に切り替える。
- 年金手帳から新制度に移行する際の経過措置として、年金手帳の再交付申請は廃止するが、法律施行までに送付された年金手帳については引き続き基礎年金番号を明らかにすることが出来る書類として利用できることを規定。

【施行日】令和4（2022）年4月1日

基礎年金番号通知書案（54mm×86mm）

基礎年金番号通知書	
基礎年金番号	XXXX - XXXXXX
フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	年金 太郎
生年月日	令和 X年 X月 X日
令和X年X月X日交付	厚生労働大臣

3. DCの拠出限度額の見直しについて

DBとDCの拠出・給付の仕組み

- 給付建て(Defined Benefit。DB)は、あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度。資産は企業が運用。
- 拠出建て(Defined Contribution。DC)は、あらかじめ事業主・加入者が拠出する掛金の額が決まっている制度。資産は加入者個人が運用。

		確定給付企業年金 (DB)	確定拠出年金 (DC)	
拠出 の 仕 組 み	掛金	事業主拠出 (加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能) <small>※拠出限度額なし(ただし、加入者掛金の非課税枠は年間4万円まで(生命保険料控除))</small>	【企業型】 事業主拠出 (加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能) <small>※拠出限度額あり</small>	【個人型(iDeCo)】 加入者拠出 (中小企業については、事業主も拠出可能) <small>※拠出限度額あり</small>
	加入可能要件(年齢)	厚生年金被保険者	【企業型】 厚生年金被保険者	【個人型(iDeCo)】 国民年金被保険者
給付 の 仕 組 み	支給開始時期の設定 受給開始時期の選択	60歳～70歳の規約で定める年齢到達時 又は50歳以上の退職時(規約に定めがある場合) <small>※規約で定めるところにより繰下げを申し出ることができる(繰り下げた場合の開始時期は規約で定める)</small>	60歳～75歳の請求時 <small>※60歳未満の加入等の期間が10年に満たない場合は、その期間に応じた年齢以降で請求が可能</small>	
	年齢到達前の中途引き出し	制限なし <small>※規約において、3年を超える加入者期間を中途引き出しの要件として定めてはならない</small>	原則不可 <small>※資産額が少額であること等の要件を満たす場合は可能</small>	
	受給の形態	年金か一時金かを受給権者が選択可能 (年金の場合の期間等は労使が選択)	年金か一時金かを受給権者が選択可能 (年金の場合の期間等は受給権者が選択)	

※1:「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の完全施行後の状況を記載している。

※2: 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者: 60歳未満、②第2号被保険者: 65歳未満、③第3号被保険者: 60歳未満、④任意加入被保険者: 保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

令和2年法改正による企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和後

(令和4年10月～令和6年11月)

①企業型DCのみに加入

②企業型DCと、DB等の他制度に加入

③DB等の他制度のみに加入(公務員を含む)

④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない

- iDeCoの加入を認める企業型DC規約の定めと事業主掛金の上限引下げは、不要。
- 事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額)が3.5万円(DB併用の場合は1.55万円)を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減。

iDeCo
月額6.8万円

※国民年金基金等との合算枠

国民年金
基金

iDeCo
月額2.0万円

企業型DC
月額5.5万円

iDeCo
月額1.2万円

企業型DC
月額2.75万円

DB

DBに拠出限度額は無い。DCの拠出限度額の算定に当たって、全てのDBの掛金相当額を月額2.75万円として評価。

iDeCo
月額1.2万円

iDeCo
月額2.3万円

iDeCo
月額2.3万円

厚生年金保険

国民年金(基礎年金)

国民年金
第1号被保険者

国民年金
第2号被保険者等

国民年金
第3号被保険者

※1 月額2.0万円(DB併用の場合は1.2万円)、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円(DB併用の場合は2.75万円)の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

※2 マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用の場合は2.75万円))の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。

※3 DBには、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

企業型DC拠出限度額の見直し

- 企業型DCの拠出限度額の算定に当たって、全てのDB等の他制度の掛金相当額を一律評価している現状を改め、加入者がそれぞれ加入している**DB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映し、公平を図る。**

	【現行】	【見直し内容（令和6年12月1日施行）】
①企業型DCのみに加入	月額5.5万円	月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額
②企業型DC、DB等の他制度に加入	月額2.75万円（5.5万円から一律2.75万円を控除）	

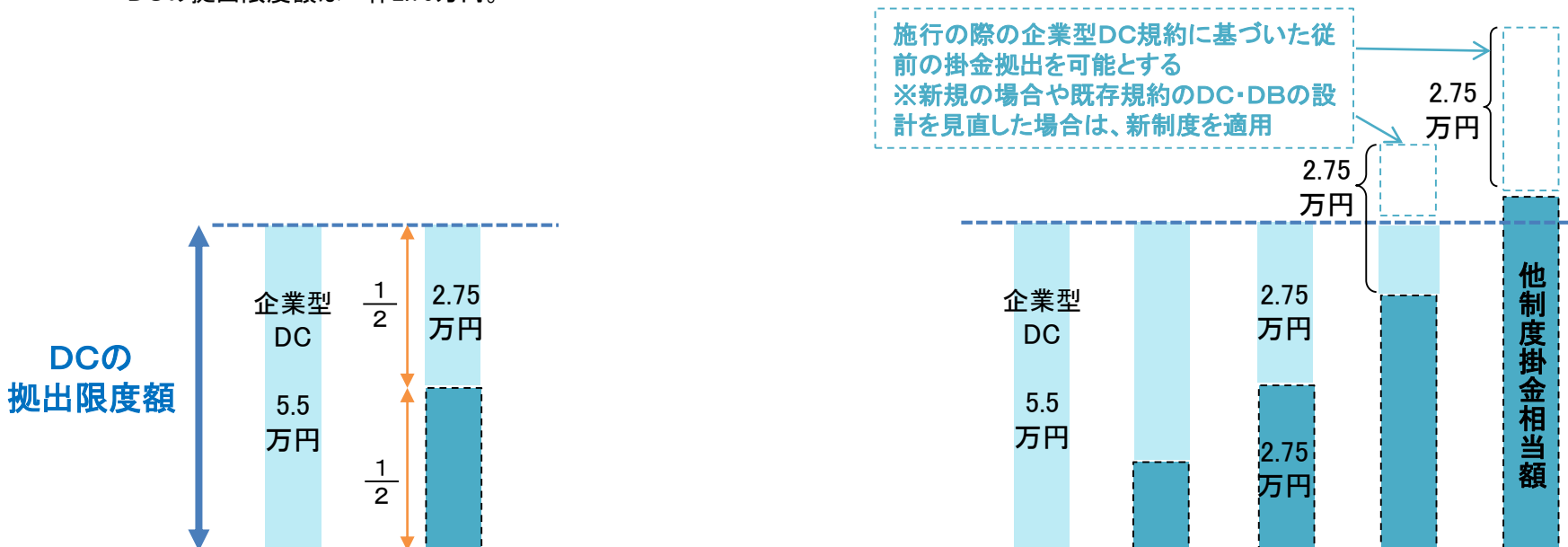
(※1)DB等の他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

(※2)DB等の他制度に加入していなければ、控除する額は0円で、企業型DCの拠出限度額は現行どおり月額5.5万円。他制度掛金相当額が月額5.5万円を上回る場合は、DC拠出は不可。

- 制度の見直しに当たっては、既に現行制度下で承認を受けた企業型DC規約に基づいて企業型DCを実施している事業主がいることから、**施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする経過措置を設ける**（「月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額」が2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額を2.75万円とする）。

【現行】 DBの給付水準（＝掛金水準）にかかわらず、企業型DCの拠出限度額は一律2.75万円。

【改正後】 DB等の他制度掛金相当額が低い場合は、DCで拠出できる額は大きくなり、DB等の他制度掛金相当額が高い場合は、DCで拠出できる額は小さくなる。



企業年金に加入する者のiDeCo拠出限度額の見直し

○ iDeCoの拠出限度額の算定に当たって、全てのDB等の他制度の掛金相当額を一律評価している現状を改め、加入者がそれぞれ加入している**DB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映**するとともに、**上限を2万円に統一**し、企業年金(企業型DC、DB等の他制度)に加入する者の拠出限度額について公平を図る。

	令和4年10月1日～	令和6年12月1日～
国民年金第1号被保険者	月額6.8万円 (※)	月額6.8万円 (※)
国民年金第2号被保険者		
①企業型DCのみに加入	月額5.5万円－各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額2.0万円を上限)	月額5.5万円－ (各月の企業型DCの事業主掛金額＋ DB等の他制度掛金相当額) (ただし、月額2.0万円を上限)
②企業型DCと、DB等の他制度に加入	月額2.75万円－各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額1.2万円を上限)	
③DB等の他制度のみに加入 (公務員を含む)	月額1.2万円 (※)	
④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない	月額2.3万円 (※)	月額2.3万円 (※)
国民年金第3号被保険者	月額2.3万円 (※)	月額2.3万円 (※)

「月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額との合計が月額5.5万円の範囲内」と言い換えることができる。
事業主の拠出額である「各月の企業型DCの事業主掛金額」と「DB等の他制度掛金相当額」の合計額が月額3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額は、その分、減ることとなる。

【DC掛金の年単位拠出の取扱い】

(※)は、DC掛金の「年単位拠出」が可能。

企業型DCに加入する者(①・②)は令和4年10月1日から、③のDB等の他制度のみに加入する者(公務員を含む)は令和6年12月1日から、「月単位拠出」のみとなる。

最終的には、iDeCoの掛金について「年単位拠出」が可能である者は、事業主の拠出がない「国民年金第1号被保険者」、「企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない国民年金第2号被保険者」、「国民年金第3号被保険者」の3区分となる。

DB等の他制度掛金相当額の反映後(令和6年12月～)

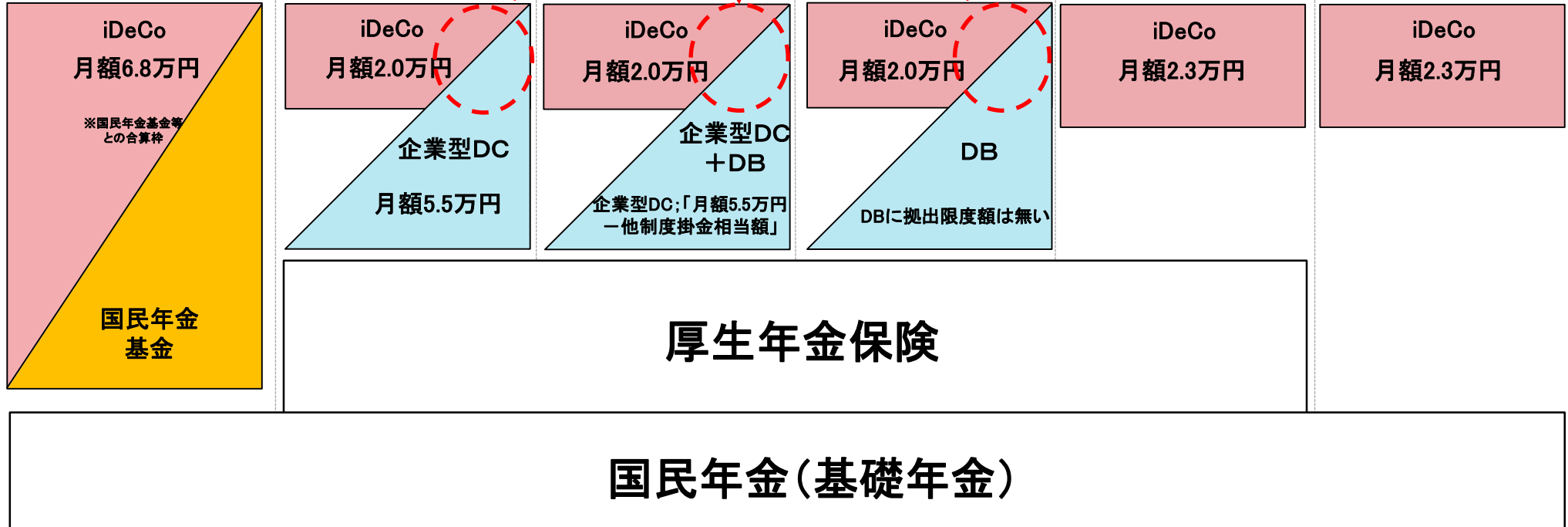
①企業型DCのみに加入

②企業型DCと、DB等の他制度に加入

③DB等の他制度のみに加入(公務員を含む)

④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない

- 企業年金(企業型DC・DB)に加入する者のiDeCoの拠出限度額を公平化。
- 事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額)が3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減。



国民年金
第1号被保険者

国民年金
第2号被保険者等

国民年金
第3号被保険者

※1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

施行(令和6年12月1日)の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする(経過措置)。ただし、施行日以後に、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合等は、経過措置の適用は終了。

マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。

※2 企業年金(企業型DC、DB等の他制度)の加入者は、月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額)との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。公務員についても、同様に、月額2.0万円、かつ、共済掛金相当額との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

4. 年金制度に関する周知・広報の推進

1 若年世代向け参加型広報

■ 年金広報コンテスト <第3回大臣賞受賞作品>

次代を担う若い世代と一緒に年金について考えることを目的に「令和の年金広報コンテスト」を開催しています。

ポスター部門



動画部門



表彰式



■ 「学生との年金対話集会」

学生と厚生労働省（年金局）職員が年金をテーマに語り合うことを通じて、みなさまのご意見を年金広報活動の改善につなげています。



■ 「年金セミナー」

日本年金機構では高等学校、大学、専門学校等のご協力のもと、年金セミナーを実施しています。



令和元年度は、全国で3,834回開催し、約26万人にお話をさせていただきました。

2 新たな学習教材の開発 **New!**

小学生向け

中学生向け

大学生以上向け

<学習マンガ>



<クイズ動画>



<学習教材>



令和3年度制作予定
財政検証HPの
リニューアル

1 令和2年改正年金法の周知

令和4年10月施行予定の社会保険の適用拡大について特設サイト、ガイドブック、チラシ、動画などの広報コンテンツを開発し、インターネットによる情報発信や「専門家活用支援事業」などを実施しています。

<特設サイト>



<ガイドブック>



2 年金の「見える化」Web **New!**

①令和2年改正年金法を分かりやすく周知すること、②働き方・暮らし方の変化に伴う年金額の変化を「見える化」することを目的として、ねんきん定期便に付されるQRコードも活用できる「公的年金シミュレーター」のサービスを令和4年4月から開始する予定です。

Simple & Usability



Ⅱ 年金事業運営関係

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

年金制度における新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 国民年金保険料免除の特例

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少し、当年中の見込み所得が国民年金保険料の免除基準に該当する方について、本人の申告による簡易・迅速な手続によって、国民年金保険料の免除等が可能。
- 令和3年11月末時点での国民年金保険料の免除等の特例の承認件数は約60.5万件。

(2) 厚生年金保険料等の納付猶予の特例

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり、一時に納付を行うことが困難な事業主の方について、延滞金なしで、1年間、厚生年金保険料等(※)の納付を猶予することが可能。(税制における措置と同様の措置。)

(※)令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象。

- 令和3年3月26日時点での厚生年金保険料等の納付猶予特例の許可事業所数は約9.8万事業所、猶予金額は約9,700億円。
- 納付猶予の特例終了後においても厚生年金保険料等の納付が困難な場合には、従来から設けられている厚生年金保険料等の猶予の仕組みを活用し、事業所の状況を十分に伺って丁寧に対応。

(3) 厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

- 事業主から、以下の①～③のいずれにも該当する者について、休業により特に報酬に著しく低下が生じた者として届出があった場合には、当該休業により報酬が特に著しく低下を生じた月(急減月(1ヶ月))に受けた報酬の総額を基礎として、その月の翌月から標準報酬月額を改定できる特例を設けた。

- ① 事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業をさせたことにより、急減月が生じた者(時間単位を含む)であること
(例:休業手当、休業支援金の対象者等を想定)
- ② 急減月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて、2等級以上低下した者であること
- ③ 本特例措置による改定に本人が書面で同意していること

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除の特例について

- 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や事業の休廃止に至らない場合でも、主たる収入源を喪失すること等に伴う所得急減により、失業等に準じる場合が多くあることが想定される。
- このため、新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえ、感染症の拡大防止の観点に加え、今般の経済社会全般に重大な影響が及んでいる等の特別の状況に鑑み、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）も踏まえ、臨時特例の時限的措置として、本人の申告所得等をベースにした簡易かつ迅速な手続によって、国民年金保険料の免除等の申請及び適用を行うことができる措置を講じている。（令和2年5月1日受付開始）

1 要件

以下の①及び②のいずれにも該当すること。

- ① 感染症の影響による収入の減少
 - ・ 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務（業務委託契約等を含む。）が失われるなどにより収入が減少したこと。
- ② 収入の減少により相当程度まで所得低下の見込みがあること
 - ・ ①の収入の減少により、令和2年2月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得の見込み等が、国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予及び学生納付特例に該当する水準になることが見込まれること。

※令和2年2月以降の任意の月における収入額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除して推計するなどにより行う。

※上記に該当する場合、国民年金法施行規則第77条の7第4号に規定する失業等に準ずるものとして全部免除、一部免除等をそれぞれ適用。

2 確認方法

- 「収入減少の理由」「減収後の当年中の所得の見込み」について、様式により簡易な申立を行う。
- 本人の申告をベースに判定を行うものとし、所得申立書以外の添付書類は原則不要とする。
 - ※ 申立書に、事後に、業務帳簿等、当該申告に係る所得見込額を明らかにする書類を確認する場合があるので、2年間は保管する旨明示。
（例：令和2年2月以降の任意の1か月分の契約解除通知書等の写し（所得見込額等が分かるもの）、事業所の業務帳簿（事業収入欄等）の写し、給与明細書）

3 免除の適用期間等

- 本特例手続きによる免除は、現在、令和2年2月分から令和4年6月分まで適用。
 - ※学特は令和2年2月分から令和4年3月分に適用
- 免除サイクルごとに、他の被保険者の免除申請と同様、改めて申請が必要。
 - ※本特例の終期については別途通知するまでの間の期間とする。

新型コロナウイルス感染症の影響による厚生年金保険料等の納付猶予について

納付猶予特例を受けていた事業主の方など、納付猶予特例終了後も、厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、従来から設けられている猶予制度を受けることが可能。

※ 納付猶予特例とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合に、無担保・延滞金なしで、1年間納付を猶予する仕組み。(令和2年1月分から令和2年12月分までの厚生年金保険料等が対象)

厚生年金保険料等の猶予制度を受けた場合

○ 猶予期間中の各月に分割して納付することが可能。

○ 猶予期間中は、延滞金が年8.7%から0.9%に軽減。

※ 令和4年1月1日以降、上記の割合に変更。

○ 財産の差押や換価（売却等現金化）が猶予。

猶予を受けられる期間

○ 猶予期間は、原則、1年以内。

○ なお、1年の猶予期間での納付が困難な場合には、資力等の状況を確認の上、1年を超える期間を前提とした分割納付も認められることがあること。

担保の提供

○ 担保を提供できることが明らかな場合を除いて担保の提供は不要。

※ 国税、地方税又は労働保険料等に猶予申請をされた場合、その際の申請書や財産収支状況書等の写しを添付することで、一部の記載や書類の添付が省略可能。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴う標準報酬月額の特例改定の延長について

今般の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い所得が急減する被保険者が相当数生じている等の特別の状況に鑑み、令和2年4～令和3年12月に休業による所得の急減があった者について、通常の随時改定によって算定した額によらず、より速やかに、現状に適合した形で標準報酬月額を改定するための特例措置を講じたところ。

現下の感染状況等を踏まえて、**令和4年1～3月**に休業による所得の急減があった者についても同様の特例措置を講ずることとする。

1 概要

事業主から、以下の①～③のいずれにも該当する者について、休業により特に報酬に著しく低下が生じた者として届出があった場合には、当該**休業により報酬が特に著しく低下を生じた月**（急減月（1か月）（※1））に**受けた報酬の総額を基礎**として、その月の**翌月から標準報酬月額を改定**できる特例（※2・3）を設ける。

- ① 事業主が休業をさせたことにより急減月が生じた者（時間単位を含む。）であること（例：休業手当、休業支援金の対象者等を想定）
- ② 急減月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて、**2等級以上低下**した者であること
- ③ 本特例措置による**改定に本人が書面で同意**していること

※1 急減月は、**令和2年4月～令和4年3月の間**

※2 本特例措置においては、固定的賃金（日給等の基礎単価）の変動を伴わない場合も対象に含む。

※3 令和2年8月～令和4年3月を急減月として特例措置による改定を受けた場合、休業が回復した月に受けた報酬の総額が2等級以上上昇したときには、届出を求め、固定的賃金の変動に関わりなく、当該報酬の総額に基づきその翌月から標準報酬月額の改定を行う。

※4 このほか、令和2年6月から令和3年5月までを急減月として特例改定を受けており、令和3年8月の報酬が定時決定で算定される標準報酬より2等級以上低い者について、令和3年8月の報酬を基礎として決定する特例も実施。

2 必要書類等

- ①の届書に②の申立書を添えて提出。
 - ① 被保険者報酬月額変更届（特例改定用）
 - ② 以下の内容などを記載した申立書
 - (1) 1の対象者の要件に該当していることを確認した旨
 - (2) 被保険者本人の同意（書面）を得ている旨 等
- 他の添付書類は不要とするが、後日、届出や申立の内容を確認する場合があるので、**届出等の内容を確認できる書類の保存**を求める（届出日から2年間）

（例：休業命令等が確認できる書類、出勤簿、賃金台帳、本人の同意書等）

3 受付の期間等

- 今回の延長分（令和4年1～3月の急減）については、令和4年1月24日から受付開始。受付期限は、令和4年5月末。

【その他留意点】

- ※ 今回の延長期間内における複数回の届出はできない。ただし、令和2年8月～令和3年7月を急減月として特例措置による改定を行った者において、今回の延長期間内に届出を行うことは可能。
- ※ 健康保険組合についても同様の対応を要請する。

2. 国民年金保険料の収納対策について


国民年金保険料の収納対策について

- 令和2年度の最終納付率（平成30年度分保険料）は77.2%（前年度から0.9ポイント増）。平成22年度分保険料（64.5%）から8年連続で上昇。統計を取り始めた平成14年度以降、最高値。
- 令和2年度の現年度納付率（令和2年度分保険料）は71.5%（前年度から2.2ポイント増）。平成23年度分保険料（58.6%）から9年連続で上昇。

納付率引上げに係る目標

【日本年金機構第3期中期計画（平成31年4月～令和6年3月）（抜粋）】

- ・ 現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に収納対策を実施し、中期目標期間中に70%台前半を目指す。
- ・ また、国民年金保険料の最終納付率については、中期目標期間中に70%台後半を目指す。

 さらに、その後なるべく早期の最終納付率80%台到達を視野に、収納対策を実施。併せて、コード決済等新たな納付方法の導入等を通じた納めやすい環境の整備を進める。

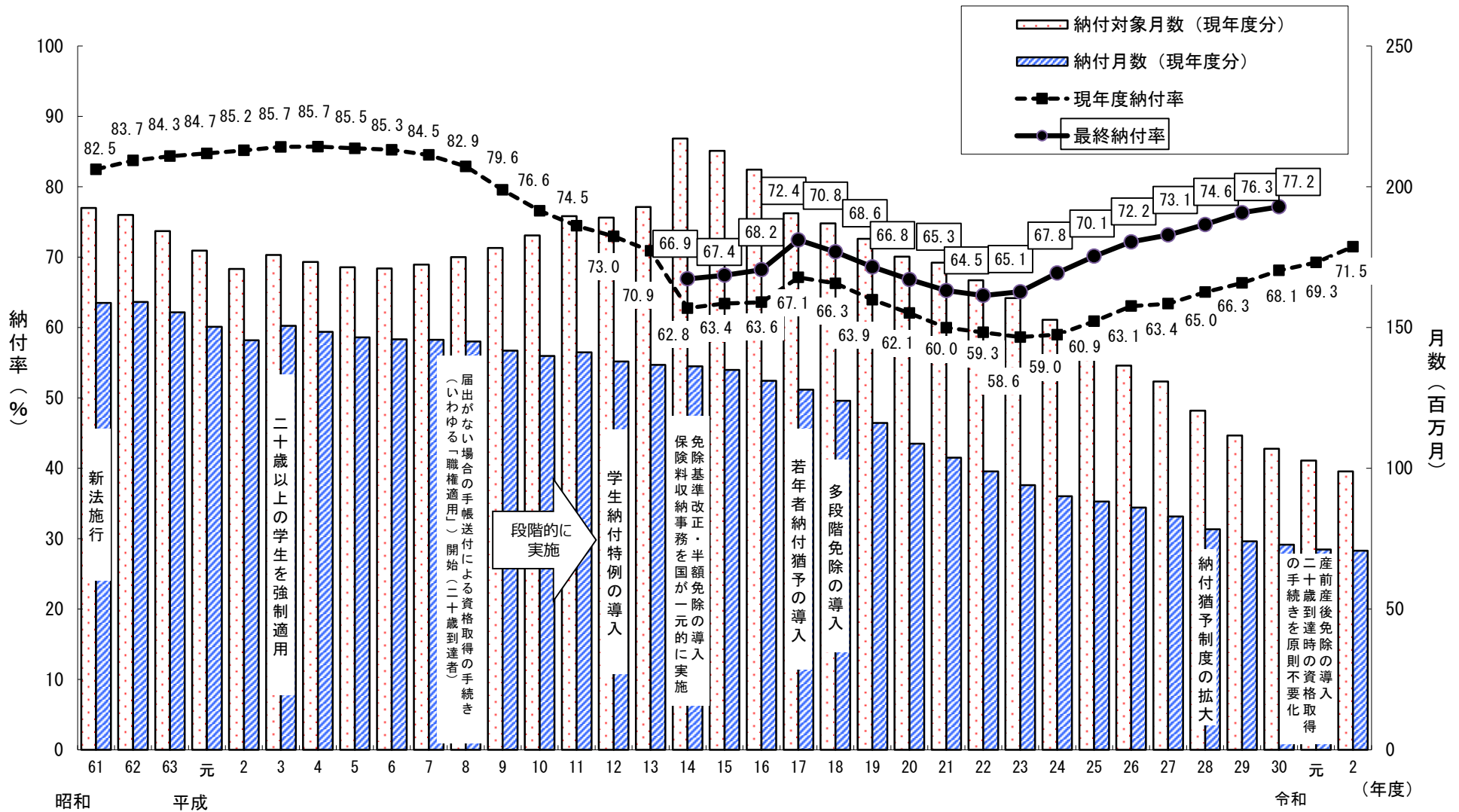
【取組の例】

- ・ 口座振替及びクレジットカードの利用促進並びに納付方法の拡大など納めやすい環境づくりの推進
- ・ 年齢や所得、未納月数等未納者の属性に応じた対策の実施
- ・ 無年金・低年金の防止

あわせてこれらの施策に対応するための体制の整備（※）を行っていく。

（※）特に沖縄県について納付率向上に必要な支援策「沖縄プロジェクト」を実施

国民年金保険料の納付率等の推移



(注) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

国民年金保険料収納対策の概要

年金の意義や大切さを広報

【普及・啓発等】

○学生等に対して年金制度の意義等を説明する年金セミナーの開催

○ねんきん定期便等のきめ細かい情報・サービスの提供

納めやすい環境整備 (納付チャネルの多様化)

○口座振替の推進

(利用状況)
30年度末 310万人
(口座振替率) 35% → 34% → 34%

○クレジットカード納付の導入

(利用状況)
30年度 189万件 → R1年度 229万件 → R2年度 261万件

○コンビニ納付の導入 (H16.2~)

(利用状況)
30年度 1,533万件 → R1年度 1,528万件 → R2年度 1,542万件

○インターネット納付の導入

(利用状況)
30年度 280万件 → R1年度 280万件 → R2年度 296万件

○口座振替による2年前納制度の導入 (H26.4~)

(利用状況)
30年度 25万件 → R1年度 28万件 → R2年度 26万件

○現金・クレジットカードでの2年前納制度の導入 (H29.4~)

(利用状況)
30年度 8万件 → R1年度 10万件 → R2年度 12万件

納付督促の実施

【納付督促の取組】

- 外部委託の活用 (H17.10~)
- 特別催告状による納付督促 (H24.5~)
- 新規未納者に対する催告文書の送付 (R1.7~)

度重なる督促にも応じない場合

【督促範囲の拡大】

- H26年度
所得400万円以上
未納月数13月以上
から順次拡大
- H30年度~
所得300万円以上
未納月数7月以上

未納者については市町村からの所得情報を活用した収納対策を実施

	H30年度	R1年度	R2年度
第一号被保険者数	1,471万人	1,453万人	1,449万人
文書	3,785万件 (756万件)	3,272万件 (582万件)	3,531万件 (617万件)
電話	2,582万件 (2,580万件)	2,350万件 (2,348万件)	2,089万件 (2,052万件)
戸別訪問(面談)	526万件 (520万件)	419万件 (412万件)	1万件(※) (0万件)

() 内は外部委託件数

	H30年度	R1年度	R2年度
最終催告状	133,900件	142,871件	42件(※)
督促状	81,597件	89,615件	0件(※)
財産差押	17,977件	20,590件	41件(※)

○国税庁への強制徴収委任(H27.10~)[基準]所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上

(※) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、強制徴収に関する手続きや戸別訪問を停止していた。

免除等対象者への免除等の周知・勧奨

受給権の確保と年金額の増額を図る

【納付猶予対象者の拡大】

- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
- 納付猶予対象者の拡大 (H28.7~)

【基準等の見直し】

- 免除基準の緩和・免除の遡及承認 (H17.4~)
- 免除の遡及期間の見直し (H26.4~)

【手続きの簡素化】

- 学生納付特例の手続きの簡素化(H20.4~)
- 免除見込者への簡易な申請書(はがき型)による免除勧奨(H21.4~)、一部免除見込者への拡大(R2.11~)

強制徴収の実施

3. 国民年金事務費交付金について

国民年金事務取扱交付金の概要

[令和4年度予算案 309億円]

(1) 市町村の法定受託事務に対する交付

- 基礎年金及び福祉年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。
- 法定受託事務に必要な費用は、市町村に負担義務はないものとされており、事務に要する費用は国が交付することとされている。

基礎年金等事務取扱費

福祉年金事務取扱費

特別障害給付金事務取扱費

- ◇ 地方財政法（昭和三十四年法律第九号）（抄）
（地方公共団体が負担する義務を負わない経費）

第十条の四 専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。
一～六（略）
七 国民年金、雇用保険及び特別児童扶養手当に要する経費
八～九（略）

- ◇ 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）（抄）
（事務費の交付）

第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

- 基礎年金等事務費交付金について、政令において、従来は、事務に要する被保険者1人当たりの費用を基準単価として定め、被保険者数を基に交付金総額の算定の考え方を規定していたところ、令和2年度以降は、市町村の基礎年金等事務を適用等事務、給付事務、免除事務の3区分に分類し、3区分ごとの単価により算出した額を合計した額を交付金の総額とするよう政令の改正を行った。
- 政令に規定する3区分ごとの基準単価を基に、人件費算定基礎額及び物件費算定基礎額に3区分ごとの人数を乗じ市町村毎の交付金額を算定する方法を省令において規定した。

(2) 国民年金事務に係る市町村の協力・連携に対する交付

- 法定受託事務に付随する事務や相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、国と市町村の協力・連携のもとに実施している。
- 協力・連携に必要な経費については、国が交付している。

協力・連携に要する交付金

- 協力・連携に係る経費については、厚生労働大臣が定める交付要綱において算定方法を定めている。

市町村が行う法定受託事務の主な内容

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者(第2・3号被保険者を除く。)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法12①④】
2. 任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ。)及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法附則5, 改正法附則(平6)11①⑥・(平16)23①⑥, 国令1の2】
3. 年金手帳の再交付申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。 (※令和4年4月廃止予定)	【国令1の2】
4. 保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、納付猶予、産前産後免除の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法90・90の2・90の3・105①・改正法附則(平16)19②③・(平26)14①②, 国令1の2】
5. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法87の2①③, 国令1の2】
6. 受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法16, 19①, 34, 国令1の2】
7. 第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む)及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査すること。	【国法105, 国令1の2】

注) 市町村が行う事実の審査とは、市町村の保有する公簿(戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等)により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

市町村との協力・連携

- ◆ 地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。
- ◆ この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

協力・連携の状況（令和2年度）

1	資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進	
(1)	納付督促（資格取得届、氏名変更届、住所変更届）	（1, 717市町村）
(2)	口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理	（1, 533市町村）
2	保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載	（1, 609市町村）
3	市町村において行われる相談業務	（1, 683市町村）
4	各種情報提供	
(1)	所得情報の提供（紙）	（145市町村）
(2)	所得情報の提供（磁気媒体）	（827市町村）
(3)	電話番号の情報提供	（1, 339市町村）
(4)	その他の情報提供	（1, 516市町村）
(5)	法定受託事務以外の申請書等回付	（1, 335市町村）
5	障害者手帳交付者への障害年金周知	（862市町村）
6	その他地域の実情を踏まえた協力	
(1)	申請免除該当者への案内状送付	（122市町村）
7	税制改正等に対応するためのシステム開発・改修	（580市町村）

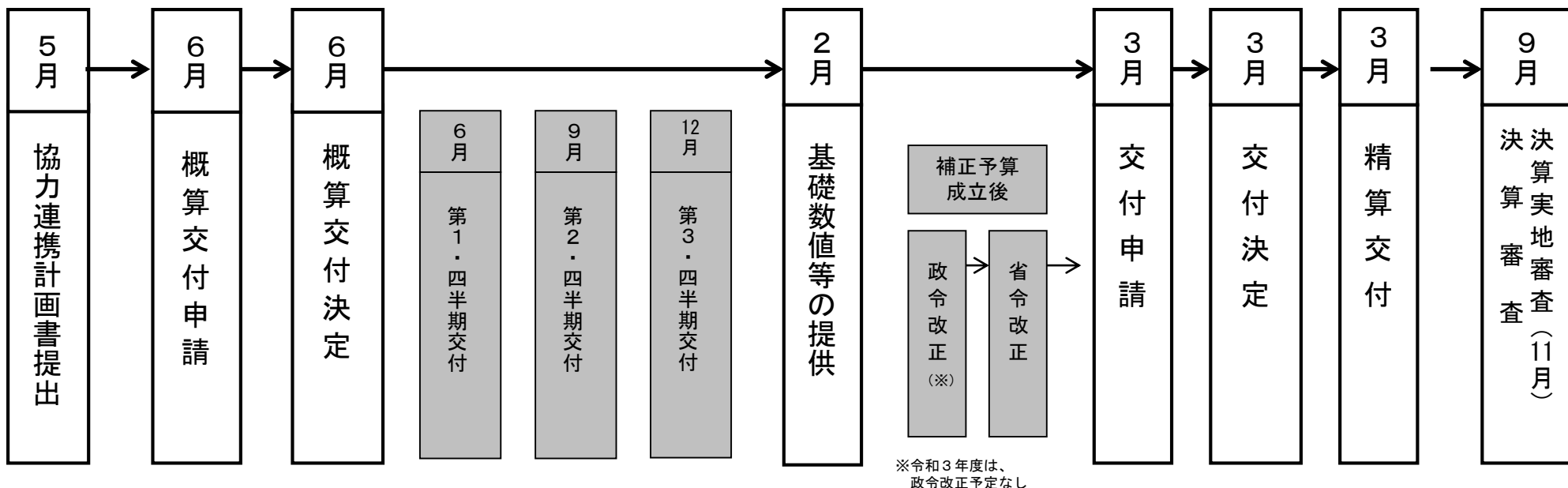
※ （ ）内は、1,741市町村（特別区を含む）のうち、当該事項について協力のあった市町村数

※ 令和4年度から4(5)法定受託事務以外の申請書等回付に基礎年金番号通知書の再交付申請を追加する予定

国民年金事務取扱交付金の事務の流れ

令和3年度

翌年度



[精算交付のスケジュール(見込み)]

- 1月下旬 基礎数値等の提供(年金機構→市町村)
- 2月上旬 基礎数値等の提供(年金局→厚生局)
- 2月10日 交付申請(見込)(年金局への報告期限)
- 3月18日頃 事務費省令公布予定
- 3月22日頃 交付要綱取扱通知
- 3月24日頃 交付申請(年金局への申請期限)
- 3月下旬 交付決定
- 3月30日 精算交付(年金局から支払い)

※基礎数値等は、日本年金機構から提供

4. 地方自治体における国民年金 システムの標準化について

地方自治体における国民年金システムの標準化について

デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)において「児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理に係る業務支援システムについて、令和4年夏までに標準仕様書を作成する。」とされていることを踏まえ、今年度及び来年度において調査研究事業を実施し、国民年金システムの標準仕様書を作成予定。

■令和3年度における調査研究事業

- 夏までに、地方自治体の国民年金システムの状況等に関するアンケート・ヒアリング調査を実施した。その結果を踏まえ、論点整理を行い、9月以降に有識者（自治体、システムベンダー等）が参画する研究会を開催中。
- 研究会及びその下に設置したワーキングチーム・ベンダー分科会において、標準化の範囲や標準仕様の内容等について議論しているところ。
- 令和4年1月～2月にかけて、アンケート調査にご協力いただいた市町村やベンダーに対して、標準仕様書の内容について意見照会を実施し、年度内に標準仕様書（案）を作成する予定。意見照会に当たり、対象となる市町村の皆様の協力をお願いしたい。

■令和4年度における調査研究事業（予定）

- 令和3年度にとりまとめた標準仕様書（案）について、全市町村を対象にした意見照会を6月から7月頃に実施し、意見照会の結果等を踏まえ、8月末までに標準仕様書を作成する予定。意見照会に当たり、市町村の皆様の協力をお願いしたい。
- 9月以降においても、引き続き、標準仕様書のさらなる精度向上のための調査研究を進めていく予定。

5. 国民年金第1号被保険者に係る 申請・届出のオンライン化について

国民年金第1号被保険者に係る申請・届出のオンライン化について

1. 現行の事務

国民年金第1号被保険者に係る申請・届出の受理等の事務については、法定受託事務※として市区町村において行われており、市区町村は申請書等の内容を確認後、日本年金機構に申請書の回付等を行っている。

※第1号被保険者の資格の取得・喪失、種別の変更等に関する届出、国民年金保険料免除・納付猶予の申請、学生納付特例の申請等

2. 地方分権改革に関する提案事項

令和2年度に、「国民年金第1号被保険者に係る申請・届出のオンライン化」が提案され、この提案を踏まえ、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）においては「オンライン化に向けて検討を行い、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされ、今般の「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、「国民年金第一号被保険者に係る申請及び届出については、以下の措置を講ずる。」とされた。

(1) 国民年金保険料免除の申請、国民年金保険料納付猶予の申請及び学生納付特例の申請並びに資格取得の届出及び種別変更の届出については、申請者がマイナポータルにより行うことができる仕組みを構築し、令和4年度上期に運用を開始する。

(2) 付加保険料の納付の届出等については、申請者がオンラインにより行うことができる仕組みを構築し、令和7年中に運用を開始する。

➡ 令和4年上期の国民年金保険料免除申請等のオンライン化開始に向けて、関係機関と連携し準備を進めるとともに、その他の申請等のオンライン化については、引き続き関係機関と連携をして検討を進める。

6. 障害年金における視覚障害の 障害認定基準の改正について

障害年金における視覚障害の障害認定基準の改正について

視覚障害の障害認定基準について、前回の専門家会合（平成24年12月）で検討課題とされた事項や日本眼科学会・日本眼科医会の合同委員会による取りまとめ報告書等を受けて平成30年7月に改正された身体障害者手帳の認定基準の見直し内容等を踏まえ、**令和3年4月及び5月に、「障害年金の認定（眼の障害）に関する専門家会合」を開催し、障害認定基準の一部を改正しました。**（令和4年1月1日施行）

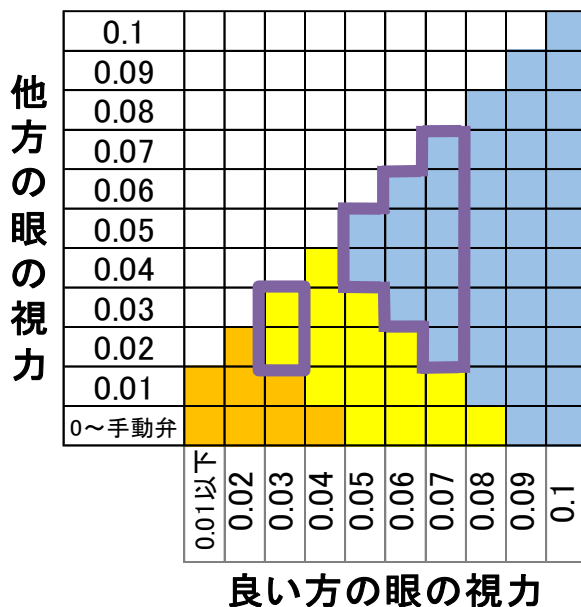
◎視力の基準の見直し

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「**両眼の視力の和**」から「**良い方の眼の視力**」による認定基準に変更しました。

※ 現行基準より等級が下がるケースが生じないよう、具体的な基準を設定。

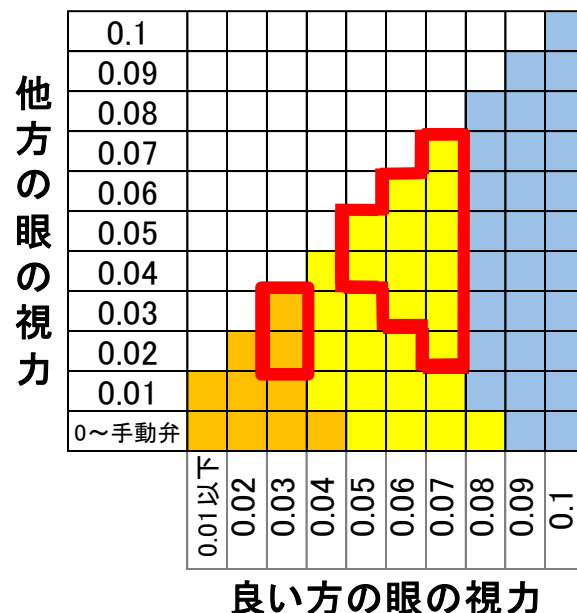
改正前

良い方の眼の視力は悪いが、両眼の視力の和が大きい場合、等級が低くなっていた（紫囲い部分）



改正後

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるようになった（赤囲い部分）



改正前後の障害等級 1級・2級比較（視力抜粋）

1級

改正前：

両眼の視力の和が0.04以下のもの

改正後：

①両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの

②一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

2級

改正前：

両眼の視力の和が0.08以下のもの

改正後：

①両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの

②一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの

注 手動弁：検査者の掌を眼前で上下左右に動かして動きの方向を弁別できる視力

◎視野の基準の見直し

✓ **障害等級1級及び3級の基準を規定しました。**

✓ これまでのゴールドマン型視野計に基づく認定基準に加えて、**現在広く普及している自動視野計に基づく認定基準も創設しました。**

✓ **求心性視野狭窄や輪状暗点といった症状による限定をやめ、中心暗点なども含めて、測定数値が基準を満たすときは障害等級を認定するよう改正しました。**

※ このほか、自動視野計による測定の導入に伴う基準の整理等も実施。

7. 公的年金分野でのマイナンバー利用について

年金分野でのマイナンバー制度の利用及び情報連携について



- 年金業務においては、マイナンバーの「利用」として、以下について既に実施。
 - ・相談・照会業務におけるマイナンバーの活用
 - ・各種届書への原則マイナンバーの記載
 - ・マイナンバーを基にしたJ-LIS照会による氏名・住所変更届の省略
- マイナンバーを活用した「情報連携」については、以下について令和元年度から順次実施。
 - ・添付書類の省略 …… 年金の裁定請求時等に住民票の写し、所得証明書等の添付を省略
 - ・照会業務の簡素化 …… 年金の保険料未納者の所得情報などを一括して地方公共団体等に照会
 - ・年金関係情報の提供 …… 地方公共団体等に対し、年金関係情報等をオンラインで提供
(他制度での要件確認等の実務で活用)

平成28年度	29.1	相談・照会業務におけるマイナンバーの利用開始
平成29年度	29.11	情報連携を可能とする政令の制定
	30.3～	原則マイナンバーによる各種届書の提出の開始 マイナンバーを基にしたJ-LIS照会による氏名変更届等の諸変更届省略
平成30年度	31.1/16	情報連携開始に向けたスケジュールの公表
	31.1～3	情報連携開始に向けた準備（地方公共団体とのテスト、事務説明会等）
令和元年度	31.4/15	試行運用開始※（機構から地方自治体等への照会）
	元.6/17	試行運用開始※（地方自治体等から機構への照会）
	元.7/1	本格運用開始※※（機構から地方自治体等への照会）
	元.10/30	本格運用開始※※（地方自治体等から機構への照会）

※ 試行運用期間中においては、届書等の提出時に引き続き添付書類等を求めた上で、情報連携も併せて実施し、添付書類等の情報と突合せを行う。
添付書類の省略等のメリットは、本格運用への移行後に生じる。 ※※ 順次本格運用に移行する。

年金局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項（資料ページ）	所管課室	担当係	担当者	内線
I 年金制度関係（P2～27）				
1. 年金制度の概況（P3～4）	総務課	企画係	長野	3316
2. 年金制度改正について（P5～20）	総務課	企画係	長野	3316
3. DCの拠出限度額の見直しについて（P21～25）	企業年金・個人年金課	企画係	筈谷	3329
4. 年金制度に関する周知・広報の推進（P26～27）	総務課	企画係	長野	3316
II 年金事業運営関係（P28～50）				
1. 新型コロナウイルス感染症対策について（P29～33）	事業管理課	企画係	湯浅	3663
2. 国民年金保険料の収納対策について（P34～37）	事業管理課	収納対策・交付金係	鈴木	3661
3. 国民年金事務費交付金について（P38～42）	事業管理課	収納対策・交付金係	鈴木	3661
4. 地方自治体における国民年金システムの標準化について（P43～44）	事業管理課	収納対策・交付金係	鈴木	3661
5. 国民年金第1号被保険者に係る申請・届出のオンライン化について（P45～46）	事業管理課	国民年金管理係	鈴木	3661
6. 障害年金における視覚障害の障害認定基準の改正について（P47～48）	事業管理課	障害給付係	本山	3593
7. 公的年金分野でのマイナンバー利用について（P49～50）	事業企画課	企画係	三石	3579